

「令和2年分年末調整 変更点と手続の電子化」▶▶▶▶



第1回

給与所得控除・公的年金等控除・基礎控除 の改正の内容

税理士 | 伊東 博之

はじめに

年末までにはまだ時間が十分あるこの時期に、年末調整を話題にすることは少し気が早いと思われるかもしれませんが。確かに年末調整は、一般に文字通り年末の12月に行うものです。しかし、令和2年分の年末調整については、平成30年度から令和2年度までの改正によるものがあるためその数も多く、また手続面で電子化が大きく拡大されます。そこで、十分な準備期間をもって年末調整に備える必要があります。特に年末調整手続の電子化は、技術的・手続的に時間を要します。このため、年末調整事務についての掲載としては異例の時期ではありますが、令和2年分の年末調整事務の円滑な処理のため、今月から3回にわたって改正順に解説をします。

第1回は、給与所得控除、公的年金等控除及び基礎控除の改正の内容を確認します。

1 令和2年分年末調整事務に関する改正事項

令和2年分の年末調整において新たに適用となる改正事項は、「① 平成30年度改正による給与所得控除、公的年金等控除及び基礎控除の見直し並びに所得金額調整控除の創設」、「② 平成31年度（令和元年度）改正による源泉控除対象配偶者の適用制限」、「③ 令和2年度改正によるひとり親控除の創設及び寡婦控除の改正と所得控除」を中心に多様なものとなっています。

Q1

令和2年分に適用される主要な改正事項

令和2年分の年末調整において従来と変更となる事項にはどのようなものがありますか。

A 令和2年分の年末調整において新たに適用される改正事項には、令和2年度の改正によるものだけでなく、平成30年度改正及び平成31年度（令和元年度）改正によるものも含まれているため、多岐にわたっています。したがって、例年以上に注意して年末調整事務を行う必要があります。

その内容の主要な事項は次のとおりとなります。

- ① 給与所得控除の改正（平成30年度改正）
- ② 公的年金等控除の改正（平成30年度改正）
- ③ 基礎控除の改正（通減控除、消失控除の導入）（平成30年度改正）
- ④ 各種所得控除の適用要件である合計所得金額の引上げ（平成30年度改正）
- ⑤ 所得金額調整控除の創設（平成30年度改正）
- ⑥ 年末調整手続の電子化（平成30年度改正）